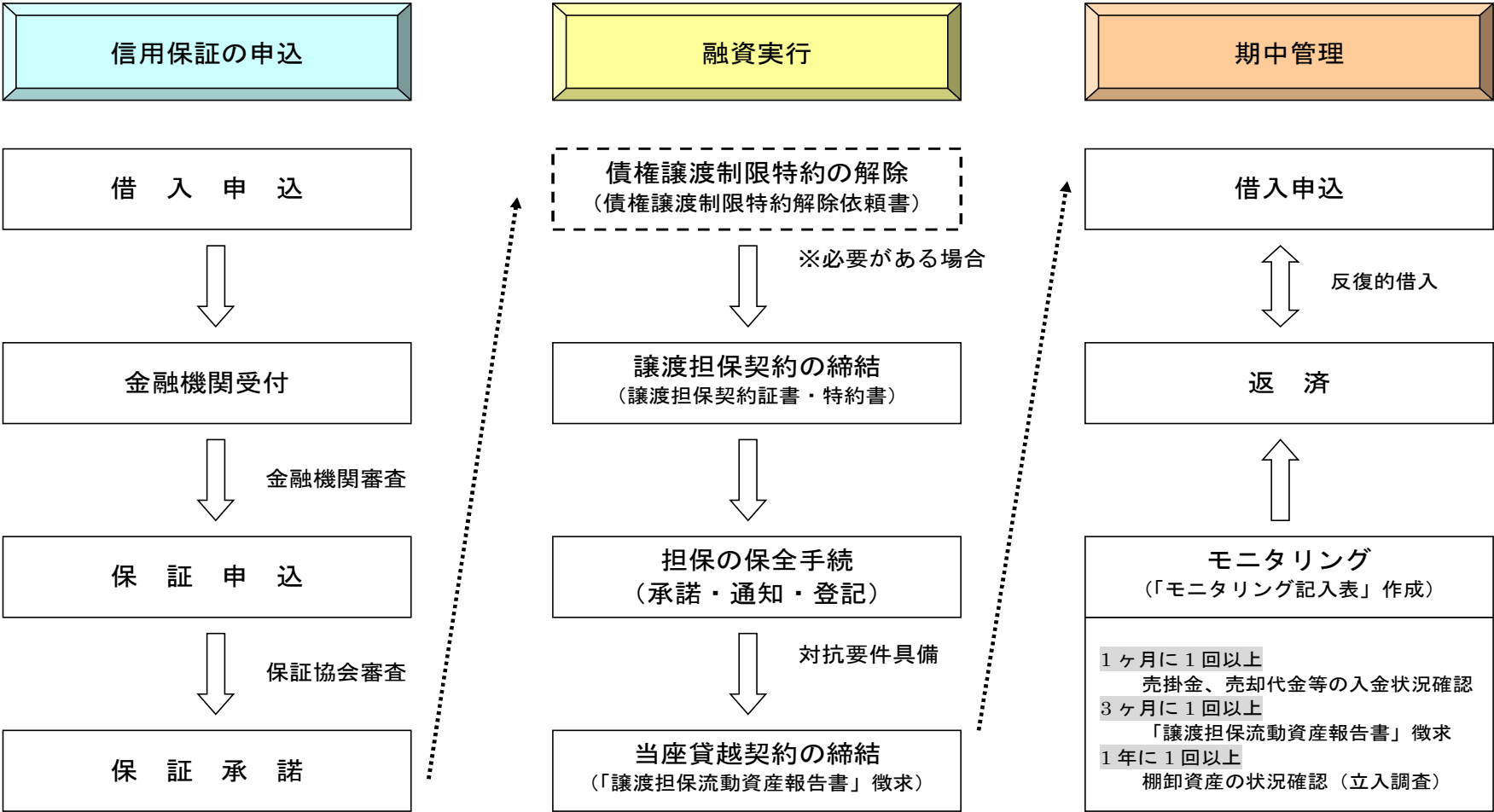


「流動資産担保融資」チェックシート

- A. 融資フロー
- B. 流動資産担保融資保証の申込時における必要書類・添付書類
- C. 流動資産担保融資保証申込チェックシート
 - ①根保証用
 - ②個別保証用
 - ③個別保証化体手形用
 - ④個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用
- D. 流動資産担保融資保証の保証承諾後確認事項チェックシート

A

融 資 フ ロ ー



B

流動資産担保融資保証の申込時における必要書類・添付書類

◎必要 ○場合に応じて必要

書類名	根保証	個別保証	個別 化体手形	必要な場合
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】	◎	◎	◎	
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】				原則、後取り(保証決定後、当座貸越契約書等の締結と同時に徴求)となりますので、申込時点においては提出不要です。
信用保証依頼書 【一般様式】	◎	◎	◎	
譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】	◎	◎	◎	
譲渡担保対象売掛先明細書 【ABL様式2】	○			売掛債権を担保とする場合
譲渡担保対象売掛先明細書 (兼借入申込書)【ABL様式3】		◎	◎	
棚卸資産売上代金入金口座届出書 【ABL様式4】	○			棚卸資産を担保として徴求し、掛売上以外の売上がある場合 (棚卸資産のみを担保とする場合も必要)
未発生債権引当借入限度額算出表		○		未発生債権(抗弁付電子記録債権を含む。)を引当とする場合
概要記録事項証明書(写でも可)	◎	◎		債権譲渡と動産譲渡に係るものがあり、担保(売掛債権、棚卸資産)に応じて、必要となります。ただし、売掛債権が、化体手形、化体電子記録債権及び抗弁付電子記録債権の場合は不要です。
売掛先企業内容が確認できる資料 (各種外部信用情報機関の資料等)	○	◎	◎	売掛債権を担保とする場合
売掛先との取引基本契約書等写	○	○	○	基本契約を締結している場合
一年以上前からの取引を証明できる資料 (納品書、請求書、預金通帳の写等)	○			売掛債権を担保とする場合
売掛先と以前からの取引が確認できる疎明資料		○	○	以前から取引がある場合
未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する書類 (契約書・発注書等瑕疵・遅延確認分)		○		未発生債権(抗弁付電子記録債権を含む。)を引当とする場合
担保となる売掛債権のエビデンス資料		◎	◎	
担保となる手形の写			◎	
化体手形と請求額の差額確認書類			○	化体手形の金額と請求額が相違している場合

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが別途必要です。

流動資産担保融資保証申込チェックシート（根保証用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確認	注 意 事 項	チェック 事 項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込資格：兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者。 *棚卸資産を担保とする場合は、法人に限られます。	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は借入限度額(2億5,000万円)以内である。 3. 申込金額は百万円単位となっている。 4. 担保となる売掛債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権 5. 担保となる棚卸資産は対象外の棚卸資産ではない。 ※対象外の例・・・事業外のもの、決算書に計上(予定)されていないもの、固定資産、動産譲渡登記ができないもの		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「2. 当座貸越」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は12ヶ月となっている。		
概要記録事項証明書 ※写でも可。		*登記情報提供サービス(インターネット)等で取得した情報での代用はできません。 *債権譲渡と動産譲渡に係るものがあり、担保(売掛債権、棚卸資産)に応じて、必要となります。	1. 直近のものを添付している。 2. 先行して債権譲渡登記がついていない。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先等に問題がないかどうか審査が必要です。	1. 支店長印を押印している。 2. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 3. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 4. 棚卸資産について、動産譲渡登記をすることができる種類のものである。 5. 棚卸資産について、決算書その他資料(棚卸台帳等)により金額の客観的妥当性を確認し、一覧表に記載できている。		

流動資産担保融資保証申込チェックシート（根保証用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確認	注 意 事 項	チェック 事 項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 【ABL様式2】 ※第三債務者(売掛先)と の取引基本契約書等写 添付 (締結している場合)		*第三債務者(売掛先)は原則2社以上 必要です。これは、リスク分散のためで す。 *第三債務者(売掛先)は国内の事業者 に限ります。国内事業者であれば、官公 庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織 の形態に関らず対象になります。 *基本契約書の締結をしていなくても売 掛先からの発注書、支払通知書等で債 権譲渡制限特約の確認をすることが必 要です。	1. 売掛先は2社以上である。 (官公庁、上場有配企業等またはその他特に認められる場合は、1社のみで取扱い可) 2. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項がついていない。また債権譲渡制限特約がついてい る場合は、解除が可能である。 (解除ができなければ担保とすることはできないため、申込み不可。対抗要件が承諾の場合申 込み可) 3. 対抗要件の具備(承諾・通知・登記)が可能である。 ※登記は法人の場合のみ可 ※棚卸資産は登記のみ		
		*申込人と第三債務者(売掛先)との間 に、原則1年以上取引の継続が必要で あり、1年前及び最近の取引実績が確認 できる書類が必要です。	1. 申込人と第三債務者(売掛先)との取引が1年以上ある。 2. 申込人と第三債務者(売掛先)とは今後も安定的かつ継続的な取引が見込まれる。 3. 取引を証明できる資料の添付している。 (注文書、納品書、請求書、支払通知書、売掛金が振込まれる預金通帳の写等)		
棚卸資産売上代金 入金口座届出書(写) 【ABL様式4】		*棚卸資産を担保として徴求し、掛売上 以外の売上がある場合に必要です。 (棚卸資産のみを担保とする場合も必要 です)	1. 売掛先明細書に記載された口座以外の口座を記載している。 2. 棚卸資産のみを担保とする場合は、掛売上の入金口座も併せて記入している。 (この場合「掛売上以外の」を削除します)		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが別途必要です。

C—②

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証用）※化体手形、電子記録債権及び抗弁付電子記録債権を除く

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チェック 事 項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込資格 兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は担保となる売掛債権に掛目を乗じた金額の範囲内である。 3. 申込金額は千円単位までとなっている。 4. 担保となる売掛債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「1. 手形貸付」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は6ヶ月以内である。 (未発生債権を引当にする場合は、1年以内可) 2. 保証期日は担保となる売掛債権が回収できる日となっている。		
概要記録事項証明書 ※写でも可		*登記情報提供サービス(インターネット)等で取得したものの代用はできません。	1. 直近のものを添付している。 2. 先行して債権譲渡登記がついていない。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先等に問題がないかどうか審査が必要です。	1. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 2. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 3. 支店長印を押印している。		

C—②

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証用）※化体手形、電子記録債権及び抗弁付電子記録債権を除く

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チ ェ ッ ク 事 項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 (兼借入申込書) 【ABL様式3】 ※第三債務者(売掛先)との取引基本契約書等写添付(締結している場合) ※売掛先と以前から取引がある場合は、その取引が確認できる疎明資料添付		*担保となる売掛債権の存在が審査時に確認できるため、継続的な取引がない場合でも取扱いが可能です *第三債務者(売掛先)は国内の事業者に限ります。国内事業者であれば、官公庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織の形態に関らず対象となります *基本契約書の締結をしていなくても売掛先からの発注書、支払通知書等で債権譲渡制限特約の確認をする必要があります	1. 金融機関照合印欄に支店長印または押切印を押印している。		
			2. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項がついていない。また債権譲渡制限特約がついていれば解除が可能である。 (解除ができなければ担保とすることはできないため、申込み不可。対抗要件が承諾の場合 申込み可)		
			3. 対抗要件は承諾を得るか、通知をするのどちらかになっている。 (登記不可)		
第三債務者(売掛先)との 挙証資料(エビデンス)写		*申込人の作成した書類だけでは、エビデンスにはなりません	1. 担保となる売掛債権のエビデンスを添付している。 (原則として売掛先からの支払通知書、ない場合は請求書または納品書に売掛先の承認印があるもの) ※未発生債権の場合は、発注書・契約書(契約の締結を確認するため、なければ利用不可)等担保とする売掛債権の契約内容を証する書類		
			2. エビデンスには名宛人、金額、支払期日の記載、売掛先の承認印がある。		

未発生債権引当の場合

★未発生債権・・・役務の提供等が完了する前のもの及び完了後エビデンスが整う前のもの

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チ ェ ッ ク 事 項	はい	いいえ
※未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する契約書・発注書等		*同種の取引に関する契約書・発注書と売掛債権の振込口座等において確認が必要です	1. 直近の決算において大幅な債務超過ではない。		
			2. 過去の取引において重大な瑕疵又は遅延がない。		
			3. 出来高で請求できる売掛債権ではない。 (請求できるものは未発生債権としての取扱不可)		
未発生債権引当 借入限度額算出表		*二通りの計算方法で金額を算出し、額の高い方を上限とする範囲内でしか申込できません	1. 借入金額を「未発生債権引当借入限度額算出表」で算出している。		
信用保証依頼書			1. 備考欄に「未発生債権を引当とする」旨の条件を記載している。		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが別途必要です。

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証化体手形用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確認	注 意 事 項	チェック 事 項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込資格 兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は担保となる手形に掛目を乗じた金額の範囲内である。 (掛目は対抗要件が「承諾」と同じ掛目となります) 3. 申込金額は千円単位までとなっている。 4. 担保となる売掛債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「1. 手形貸付」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は6ヶ月以内である。 2. 保証期日は担保となる化体手形が現金化できる日となっている。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先に問題がないかどうか審査が必要です	1. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 2. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 3. 支店長印を押印している。		

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証化体手形用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確認	注 意 事 項	チェック事項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 (兼借入申込書) 【ABL様式3】 ※第三債務者(売掛先)と の取引基本契約書等写 添付(締結している場合) ※売掛先と以前から取引 がある場合は、その取引 が確認できる疎明資料添 付		*担保となる売掛債権の存在が審査時に 確認できるため、継続的な取引がない場 合でも取扱いが可能です *第三債務者(売掛先)は国内の事業者 に限ります。国内事業者であれば、官公 庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織 の形態に関らず対象になります *基本契約書の締結をしていなくても売 掛先からの発注書、支払通知書等で債 権譲渡制限特約の確認をする必要があ ります	1. 金融機関照合印欄に支店長印または押切印を押印している。 2. 担保となる手形の写を添付している。 (為替手形は不可) 3. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項の有無を確認している。 (譲渡制限特約がついていても、すでに代金が手形で回収できているため、解除をしなくても担 保にできます)		
第三債務者(売掛先)との 挙証資料(エビデンス)写		*手形を担保としますので、申込時に売 掛債権が手形で回収できていなければ 取扱いできません	1. 売掛債権から化体した手形であることが確認できる資料を添付している。 2. 確認ができる資料の金額と手形の金額は同額である。また相違している場合は、その差額 部分が確認できる書類を添付している。		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが別途必要です。

C—④

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チ ェ ッ ク 事 項	はい	いいえ
信用保証委託申込書 【流動資産担保融資用】		*申込資格 兵庫県内に主たる営業所を有し保証対象事業を営んでおり、国内事業者に対する売掛債権を保有する中小企業者	1. 申込人が法人の場合、代表者のみを連帯保証人としている。 (個人の場合連帯保証人は不要) 2. 申込金額は担保となる電子記録債権に掛目を乗じた金額の範囲内である。 (掛目は対抗要件が「承諾」と同じ掛目となります) 3. 申込金額は千円単位までとなっている。 4. 担保となる電子記録債権は対象外の売掛債権ではない。 ※対象外の例・・・クレジット債権、使用料に対する債権、既に他制度で提供している債権、遅延中・回収期日未確定・相殺予定・分割支払等の債権		
信用保証委託契約書 【流動資産担保融資用】		*原則、後取りとなりますので、保証決定後に徴求した際に確認が必要です。	1. 借入形式は「1. 手形貸付」に○をしている。		
信用保証依頼書 【一般様式】			1. 保証期間は6ヶ月以内である。 (抗弁付電子記録債権を引当にする場合は、1年以内可) 2. 保証期日は担保となる電子記録債権が現金化できる日となっている。		
譲渡担保対象 売掛先・棚卸資産一覧表 【ABL様式1】		*金融機関も20%のリスクを負いますので、売掛先等に問題がないかどうか審査が必要です。	1. 第三債務者(売掛先)の企業状態が把握できている。 2. 第三債務者(売掛先)の企業内容が確認できる資料を添付している。 (各種外部信用情報機関の資料、取れなければ信用調べ等) 3. 支店長印を押印している。		

C—④

流動資産担保融資保証申込チェックシート（個別保証電子記録債権、抗弁付電子記録債権用）

※ 確認欄は○印でチェックし、不足書類のないように、チェック事項は「はい」に○印がはいれば次へ進んでください。

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チ ェ ッ ク 事 項	はい	いいえ
譲渡担保対象 売掛先明細書 (兼借入申込書) 【ABL様式3】 ※第三債務者(売掛先)との取引基本契約書等写添付(締結している場合) ※売掛先と以前から取引がある場合は、その取引が確認できる疎明資料添付		*担保となる売掛債権の存在が審査時に確認できるため、継続的な取引がない場合でも取扱いが可能です *第三債務者(売掛先)は国内の事業者に限ります。国内事業者であれば、官公庁、株式会社、有限会社をはじめ、組織の形態に関らず対象となります *基本契約書の締結をしていなくても売掛先からの発注書、支払通知書等で債権譲渡制限特約の確認をする必要があります	1. 金融機関照合印欄に支店長印または押切印を押印している。 2. 担保となる電子記録債権のエビデンス(でんさいの通常開示書面(最新債権情報)等)を添付している。 3. 「権利義務の譲渡等の制限」という条項の有無を確認している。 (譲渡制限特約がついていても、電子記録債権は譲渡を前提としているため、解除をしなくても担保にできる)		
第三債務者(売掛先)との 挙証資料(エビデンス)写		*申込人の作成した書類だけでは、エビデンスにはなりません	1. 売掛債権から化体した電子記録債権であることが確認できる資料を添付している。 なお、抗弁付電子記録債権は、その開示書面等で第三債務者名、金額、契約締結日、支払期日、役務提供完了予定日が確認出来る場合、同債権の発生原因である契約内容を証する書面の提出は不要。(債権上の債務者が三井住友信託銀行である場合を除く。) 2. 確認ができる資料の金額と電子記録債権の金額は同額である。また相違している場合は、その差額部分が確認できる書類を添付している。		

抗弁付電子記録債権(未発生債権)の場合

★未発生債権・・・役務の提供等が完了する前のもの及び完了後エビデンスが整う前のもの

申 込 必 要 書 類	確 認	注 意 事 項	チ ェ ッ ク 事 項	はい	いいえ
※未発生債権の原因となる取引と同種の取引に関する契約書・発注書等		*同種の取引に関する契約書・発注書と売掛債権の振込口座等において確認が必要です	1. 直近の決算において大幅な債務超過ではない。 2. 過去の取引において重大な瑕疵又は遅延がない。		
未発生債権引当 借入限度額算出表		*二通りの計算方法で金額を算出し、額の高い方を上限とする範囲内でしか申込できません	1. 借入金額を「未発生債権引当借入限度額算出表」で算出している。		
信用保証依頼書			1. 備考欄に「未発生債権を引当とする」旨の条件を記載している。		

※その他一般的な申込書類について、協会所定のものが別途必要です。

D

流動資産担保融資保証の保証承諾後確認事項チェックシート

	確認事項	必要方式	チェック
1	譲渡担保契約証書、特約書の締結は完了しましたか。 ※根保証【契約様式1・2】 個別保証【契約様式3・4・5】	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
2	譲渡担保契約証書の締結日は保証書発行日以降となっていますか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
3	売掛先に対して対抗要件の具備を完了しましたか。確定日付を取得しましたか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
4	棚卸資産に対して対抗要件の具備を完了しましたか。(譲渡担保設定を行う場合)	根保証	
5	対抗要件の具備は譲渡担保契約証書の締結日以降ですか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
6	保証条件となっている売掛先及び棚卸資産のすべてに対して、対抗要件の具備が完了しましたか。	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権 以外	
7	当座貸越契約締結にあたり、「譲渡担保流動資産報告書」を徴求しましたか。	根保証	
8	根保証の終期は当座貸越契約締結日を起算日として、1年後の応答日の前日または応答日となっていますか。	根保証	
9	貸付実行時に「担保手形差入書」を徴求しましたか。 【ABL様式9】(個別保証用)	個別化体手形 個別電子記録債権 個別抗弁付電子記録債権	
10	保証書の有効期限60日以内に上記の手続きを完了できますか。	全て	

個々の詳細につきましては「流動資産担保融資事務の手引き」でご確認下さい。